

議案第 97 号

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例制定について

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例（平成２２年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第１０条の２第１項中「同条第７項」を「同条第８項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。